

田原市週休 2 日工事実施要領（港湾等工事編）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、建設業の労働環境の改善に向けた意識の向上を図るため、田原市が国土交通省港湾土木請負工事積算基準を用いて発注する建設工事における週休 2 日工事に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領において「施工開始日」とは、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定める日をいう。

- (1) 工事の現場着手日が土曜日である場合 その日
- (2) 工事の現場着手日が日曜日である場合 その前日
- (3) 工事の現場着手日が月曜日から金曜日までである場合 その直後の土曜日

2 この要領において「1 期間」とは、28 日間をいい、「1 期間目」とは施工開始日から起算した 1 期間をいう。

3 この要領において「対象期間」とは、施工開始日から工期の末日までのうち、次に掲げる期間を除く期間をいう。

- (1) 準備期間（契約上の工事の始期から本体工事又は仮設工事に着手するまでの期間をいう。）
- (2) 後片付け期間（工事の完成に際して、受注者の機器、資材、仮設物等を撤去する期間又は清掃する期間をいう。）
- (3) 夏季休業（3 日間）
- (4) 年末年始休業（6 日間）
- (5) 工場製作のみを行う期間
- (6) 工事事務等により稼働しない期間
- (7) 天災に対する突発的な対応を行う期間
- (8) その他受注者の責めに帰さない理由により休工し、又は作業を行う期間
- (9) 工事現場完了日直前の 1 期間の末日の翌日から工事現場完了日までが 1 期間に満たない場合、その期間（別表第 1）

4 この要領において「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場及び現場事務所を終日閉所した状態をいう。

5 この要領において「週休 2 日工事」とは、対象期間における休日等（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に現場閉所し、就業者が休暇を取得できるよう取り組む工事をいう。

6 この要領において「4 週 8 休」とは、対象期間内のそれぞれの期間について、その期間に含まれる休日等の日数分の現場閉所日があることをいう。

（対象工事）

第 3 条 週休 2 日工事の対象は、次に掲げる工事を除く全ての工事とする。

- (1) 工程が現場条件に大きく制約される工事
- (2) 緊急を要する工事
- (3) 対象期間が10日以内の工事
- (4) 予定価格が130万円以内の工事
(週休2日工事の実施方法)

第4条 市長は、特記仕様書に「田原市週休2日工事实施要領」に基づく工事である旨を明示するものとする。

- 2 受注者は、施工計画書を提出する際に、現場閉所日計画書（様式第1号）に現場閉所日の予定を記入し監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、現場閉所日の実績確認のため、毎月5日までに監督員に現場閉所日計画書に前月の現場閉所の実績を記入したものを提出し、かつ、工事記録等の現場閉所日の状況が確認できる書類を提示しなければならない。
- 4 受注者は、現場内の公衆の見やすい場所に、次に掲げる事項を記載した立札等（日本産業規格A3以上の大きさとする。）を掲示しなければならない。
 - (1) 当該工事が週休2日工事である旨
 - (2) 発注者
 - (3) 施行者

- 5 天候、地元調整その他やむを得ない理由により、休日等に作業を行う必要が生じた場合であって、次の各号のいずれにも該当するときは、当該作業を行う日（以下「振替作業日」という。）と現場閉所日を振り替えることができる。
 - (1) 振替作業日の前後6日以内に現場閉所日を変更したとき。
 - (2) 振替作業日又は振り替えた現場閉所日のいずれか早い日の前日までに、監督員に現場閉所日を報告したとき。
- 6 週休2日の確保を理由とする工期の変更は認めない。
(工事の名称)

第5条 週休2日工事として発注する工事の名称には、やむを得ない場合を除き、末尾に「（週休2日）」を追記するものとする。

(工事費の積算)

第6条 市長は、対象工事に係る工事費を算定するときは、次の各号に掲げる経費に応じて、当該各号に定める補正係数を乗じ算定するものとする。

- (1) 労務費 1.04
 - (2) 機械経費（賃料） 1.02
 - (3) 共通仮設費 1.02
 - (4) 現場管理費 1.03
 - (5) 市場単価 別表第2に定める補正係数
 - (6) 土木工事標準単価 別表第3に定める補正係数
- 2 前項に規定する補正を行った工事において、対象期間内の工事实施状況を確認し、現場閉所日が4週8休未満であった場合は、工事費に前項に規定

する補正係数を除し、変更契約を行うものとする。

（工事成績評定）

第7条 市長は、週休2日工事の実施状況を確認し、4週8休以上となった場合は、田原市工事等成績評定実施要領（平成14年4月1日施行）様式第1号に定める工事成績評定表中「6．社会性等」において1点の加点評価をするものとする。

（取組証の発行）

第8条 監督員は、前条の規定により工事成績評定において評価した場合は、工事目的物の引渡し後、速やかに週休2日工事取組証（様式第2号）を受注者に発行するものとする。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）
- ② 1期間（4週間）内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間（4週間）内に祝休日が1日ある場合では、その期間に9日間の閉所日があることを確認する（祝休日も評価対象）。
- ④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない（例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない）。
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない（例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを評価対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は評価対象としない）。

	土	日	月	火	水	木	金	
	①		工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							②
2週間目								
3週間目						2週目土曜日の閉所		1 期間目
4週間目					3週目土曜日の閉所		4週目日曜日の閉所	
5週間目				5週目土曜日の閉所				
6週間目				6週目土曜日の閉所				③
7週間目			6週目日曜日の閉所				7週目土曜日の閉所	2 期間目
8週間目			祝日	祝日の閉所			7週目日曜日の閉所	
...								3 期間目
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日

別表第 2（第 6 条関係）

市場単価補正係数

名称	区分	補正係数
底面工		1.03
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）		1.00
支保工		1.04
足場工		1.02
鉄筋工		1.04
吊鉄筋工		1.04
型枠工		1.03
コンクリート打設工	ポンプ車	1.04
	ポンプ車以外	1.04
止水板工		1.04
上蓋工		1.04
伸縮目地工		1.02
係船柱取付		1.04
防舷材取付		1.04
車止・縁金物取付		1.04
係船柱撤去		1.04
防舷材撤去		1.04
車止撤去		1.04
電気防食取付		1.04
防砂目地板取付工	陸上施工	1.04
	水中施工	1.03
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）		1.03
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）		1.03
ペトロラタム被覆		1.04
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.04
	水中施工	1.04
かき落とし工		1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.03
汚濁防止枠設置・撤去		1.02
灯浮標設置・撤去		1.03
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）		1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）		1.04
異形ブロック製作	型枠工	1.04

	コンクリート 打設工	1.04
	給熱養生	1.03

別表第 3 （第 6 条関係）

標準単価補正係数

名称	区分	補正係数
区画線工		1. 0 4
高視認性区画線工		1. 0 4
橋梁塗装工		1. 0 3
構造物とりこわし工	機械	1. 0 3
	人力	1. 0 4
コンクリートブロック積工		1. 0 4
排水構造物工		1. 0 4
鋼製排水溝設置工		1. 0 4
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 2
表面含浸工	固定足場	1. 0 4
	高所作業車	1. 0 4
連続繊維シート補強工	固定足場	1. 0 4
	高所作業車	1. 0 4
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1. 0 4
	高所作業車	1. 0 4
漏水対策材設置工	固定足場	1. 0 4
	高所作業車	1. 0 4
防草シート設置工		1. 0 3
紫外線硬化型 F R P シート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 1
塗膜除去工		1. 0 4
バキュームブラスト工		1. 0 1
道路反射鏡設置工	設置	1. 0 1
	撤去	1. 0 4
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1. 0 4
機械式継手工		1. 0 4
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 0 3
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1. 0 1
F R P 製格子状パネル設置工		1. 0 0
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1. 0 4
支承金属溶射工		1. 0 4
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1. 0 3

様式第1号（第4条関係）
現場閉所日計画書

工事名：
工 期： 年 月 日～ 年 月 日

凡例 ●：休日（振替えた休日を含む）
○：天候等による現場閉所日

4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	視導開始日数	対象期間	
	計 画 実 績																																	
	備 考																																	
5月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	視導開始日数	対象期間
	計 画 実 績																																	
	備 考																																	
6月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	視導開始日数	対象期間	
	計 画 実 績																																	
	備 考																																	
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	視導開始日数	対象期間
	計 画 実 績																																	
	備 考																																	
8月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	視導開始日数	対象期間
	計 画 実 績																																	
	備 考																																	
9月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	視導開始日数	対象期間	
	計 画 実 績																																	
	備 考																																	
10月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	視導開始日数	対象期間
	計 画 実 績																																	
	備 考																																	
11月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			

週休 2 日工事取組証

様

工事名	
工事場所	
契約締結年月日	年 月 日
請負代金額	円
工期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
完了年月日	年 月 日
本工事の業種	
現場閉所率	%

田原市の発注した上記工事について、週休 2 日工事に取り組んだことを証する。

年 月 日

田原市長